

令和5年度福島県環境創造シンポジウム企画運営業務 公募型プロポーザル公募要領

1 委託の趣旨

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から12年が経過し、福島県内における復興に向けた取組は新たな段階を迎えています。廃炉作業の進捗やALPS処理水の海洋放出による風評等、復興に向けた課題もいまだ残っています。加えて、地球温暖化などの世界規模の環境問題も深刻化しており、県は気候変動適応センターを立ち上げ、情報収集・発信に取り組んでいるところです。

このため、福島県の環境回復・創造のために活動する様々な団体（以下「活動団体」という。）の取組を紹介するとともに、著名人などによるパネルディスカッションを実施することにより、福島県及び活動団体の未来に向けた取組について、県民等に広く周知し、具体的な行動につなげることを目的としたシンポジウム（以下「本シンポジウム」という。）を開催します。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和5年度福島県環境創造シンポジウム企画運営業務

(2) 業務の仕様等

別紙「令和5年度福島県環境創造シンポジウム企画運営業務企画提案仕様書」のとおり

※具体的な仕様については、企画提案書の選定後に、発注者と協議の上で提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

(4) 委託限度額

5,999,950円（消費税及び地方消費税（税率計10%）を含む。）

3 参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公募要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 平成29年度以降、国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）が発注した、原子力災害を経験した福島県の復興を目的とするプロモーション業務を受託した実績を有すること。

(8) 本業務を執行する体制が万全であり、発注者の指示に誠実に対応し、また、期日を遵守して、確実に業務を履行できる能力を有すること。

(9) 令和5年9月21日(木)に開催する説明会に参加した者であること。

4 公募要領等の入手方法

本公募要領等については、福島県環境創造センターのホームページ（※）からダウンロードして入手してください。

なお、窓口又は郵送等での配付は行いません。

※ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/bidding-info.html>

5 説明会の開催

本プロポーザルに関する説明会を開催しますので、参加を希望する場合は、令和5年度福島県環境創造シンポジウム企画運営業務に係る公募型プロポーザル説明会参加申込書（様式第1号）を令和5年9月20日（水）12時00分までに、電子メール、FAX、郵送

又は持参により「12 問合せ先等」に提出してください。

- (1) 開催日時 令和5年9月21日(木)10時00分から ※1時間程度
- (2) 開催場所 福島県環境創造センター本館 2階 大会議室
(福島県田村郡三春町深作10番2号)
- (3) その他 説明会への参加は、本プロポーザルの参加条件となります。

6 質問の受付等

- (1) 受付期間
令和5年9月21日(木)から令和5年9月27日(水)17時00分まで (必着)
- (2) 提出方法
質問書(様式第2号)を電子メールにより「12 問合せ先等」に提出してください。
電子メールの件名は「【質問書】令和5年度福島県環境創造シンポジウム企画運営業務」とし、電子メールにより質問書を提出した旨を電話で「12 問合せ先等」にお知らせください。
なお、電話による質問の受付は行いません。
- (3) 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、9月28日(木)に福島県環境創造センターホームページ(※)に公表します。
なお、個別の回答は行いません。
※ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/bidding-info.html>

7 応募申込書等の提出

- (1) 提出期限
令和5年10月3日(火)17時00分まで (必着)
- (2) 提出方法
提出書類を持参又は郵送により「12 問合せ先等」に提出してください。
なお、持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時00分とします。
また、電子メール及びFAXによる提出は認められません。
- (3) 提出書類
次のアからエの書類(以下「企画提案書等」という。)を「12 問合せ先等」に提出してください。
ア プロポーザル参加者関係書類
ア(7) 法人等概要書(様式第3号)
ア(イ) 業務実施体制書(様式第4号)
ア(ウ) 誓約書(様式第5号)
ア(エ) 類似業務受託実績資料(本業務と類似した業務の契約書及び仕様書の写し)
イ 「令和5年度福島県環境創造シンポジウム企画運営業務に係る公募型プロポーザル

ル応募申込書」(様式第6号)(以下「応募申込書」という。)

ウ 企画提案書(任意様式)

別紙「令和5年度福島県環境創造シンポジウム企画運營業務企画提案仕様書」の「6 提案内容」に記載の内容について提案してください。

また、枚数は両面印刷(長辺綴じ)10枚以内としてください。

エ 事業経費積算書

本業務の実施に当たり必要と見込まれる経費について、可能な限り細分化し、項目に漏れのないよう記載してください。

(4) 提出部数

ア (3)アからイに関する書類

1部(正本1部)

イ (3)ウからエに関する書類

6部(正本1部、副本5部)

(5) 提出用紙

A4サイズを基本(A3折込可)としてください。

8 応募申込書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

なお、失格又は無効の有無については、令和5年10月4日(水)以降応募者へ書面及び電話により個別に連絡します。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本プロポーザルに係る説明会に参加しなかった場合

キ 本公募要領に違反すると認められた場合

ク プロポーザル審査会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した場合

ケ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

本プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出してください。

(4) 費用負担

本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とします。

(5) その他

- ア 参加者は、応募申込書の提出をもって、本公募要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。
- エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

本プロポーザルによる応募者からの提案を受け、福島県はプロポーザル審査会により、これを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日程

令和5年10月10日（火）※企画提案者数により時間詳細を決定します。

イ 会場

福島県環境創造センター交流棟 2階 学習室A

ウ 所要時間（予定）

30分間以内のプレゼンテーションと15分間以内の質疑を実施します。

エ 審査観点

企画内容について、提案の妥当性や具体性、実現性等を総合的に審査します。

オ 審査項目及び配点

審査項目及び配点は次のとおりとします。

【審査項目及び配点】

(1) シンポジウム全般				
審査項目		配点	傾斜	計
イベント名称	シンポジウムへの参加を促し、また、開催目的をより効果的に達成できるものであるか。	5点	2	30点
周知方法	本シンポジウムへの来場促進及び情報発信に効果的であるか。	5点	4	
(2) パネルディスカッション				
審査項目		配点	傾斜	計

テーマ・内容	本シンポジウムのメインテーマを踏まえた上で、聴講者の具体的な環境行動に結びつくことが期待出来るようなテーマ・内容となっているか。	5点	6	80点
ファシリテーター及びパネリスト	開催目的をより効果的に達成でき、かつ、より多くの集客を見込める提案であるか。	5点	6	
その他	パネルディスカッションの聴講者数及び滞在時間を増やすような仕掛けが工夫されているか。	5点	4	
(3) 活動団体ブース出展				
審査項目		配点	傾斜	計
出展募集	ブース出展の募集方法及び想定出展数が適切であるか。	5点	1	30点
出展方法	活動団体の取組内容をより効果的に参加者へ紹介することができ、かつ、活動団体と参加者の効果的なコミュニケーションを促進する出展方法であるか。	5点	5	
(4) その他				
審査項目		配点	傾斜	計
その他企画提案	その他企画提案について、開催目的をより効果的に達成できる企画であるか。	5点	3	35点
業務執行体制	本業務を適切に執行できる体制となっているか。	5点	1	
スケジュール	本業務を適切かつ効果的に執行できるスケジュールとなっているか。	5点	1	
事業経費積算	経費が提案内容に沿って適切に計上され、費用対効果が妥当であるか。	5点	1	
類似業務受託実績	本業務と類似した業務の十分な受託実績があるか。	5点	1	
合計		175点		

・各審査項目の評価内容に基づき、各審査委員の合計を算出し、最も高かった者を業

務委託予定者（随意契約の予定者）とする。

- ・なお、審査委員の採点の合計が、満点（審査委員数×175点）の6割を超える事業者を「業務委託予定者」の最低基準とする。

【評価方法】

- ・審査項目ごとに評点を付します。
- ・評価基準は以下のとおりとします。

評点	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

【総合得点の算出式】

- ・各審査委員の得点（審査項目ごとの得点（評点×傾斜）の合計）の合計

(3) 通知等

ア 審査の結果は、本プロポーザル審査会参加者全員に通知するとともに、福島県環境創造センターホームページ（※）に公開します。

なお、ホームページには参加者全員の総合得点を掲載します。

※ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/bidding-info.html>

イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して2週間以内に書面により選定されなかった理由について回答を請求することができます。また、その回答は書面が到達した日から起算して2週間以内に行います。

なお、回答の内容は「請求者及び業務委託予定者におけるそれぞれの審査項目毎得点（審査項目毎に各審査委員の得点を合計したもの）及び総合得点」となります。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と県が協議し、委託契約にかかる仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、契約額は委託限度額を超えないものとします。

ウ その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

10 主なスケジュール

公告	令和5年9月11日（月）
説明会参加申込期間	9月11日（月）～9月20日（水）
説明会開催	9月21日（木）
質問受付期間	9月21日（木）～9月27日（水）
質問への回答	9月28日（木）
応募申込書（企画提案書等）の提出期間	9月21日（木）～10月3日（火）
審査会の開催通知	10月4日（水）
審査会開催	10月10日（火）
審査結果通知・公表	10月11日（水）（予定）
契約締結	10月下旬（予定）

11 その他

- (1) 委託事業の実施に伴う成果品等の権利は福島県に帰属する。また、成果品等について、県及び県が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないこととする。
- (2) 本業務として作成した各種コンテンツは、県ホームページ、ポスターやパンフレット等への掲載、また県が許可した広報媒体において二次使用等を行う場合がある。なお、県が二次使用するに当たり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作に当たっては必要な承諾を得ること。
- (3) プロポーザルで提案のあった規模を下回ることにはできない。実現可能な提案とすること。企画提案者に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、福島県は契約の相手方に対し、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。
- (4) 本業務を実施する上で、必要な資材の調達や印刷物の制作等においては、可能な限り県内事業者を利用するように努めること。

12 問合せ先等

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作10番2号
 福島県環境創造センター総務企画部企画課
 電話：0247-61-6128 FAX：0247-61-6119
 E-mail：kansou-kikaku@pref.fukushima.lg.jp